

＜終章＞

今回の点検・評価を通じて、本法科大学院がおおむね基準をみたす体制を整備し、運営を行っていることが確認できた。

本法科大学院は、小規模であり、スタッフの数は限られているものの、教職員が力を合わせて充実した教育を行い、「市民のために働く法律家を養成する」という「理念等」の実現に尽力している。また、多くの学外の実務家からも献身的な協力が得られている。

「龍谷版到達目標」に基づく、バランスのとれた教育により、学生は法学の基礎力と応用力を着実に身に付けることができ、結果として司法試験にも十分に対応できる力を付けることが可能である。また、必修科目として開設されている「法務研修」により、すべての学生がエクスターンを経験し、理論と実務の架橋を図ることが可能である。さらに、特色のある多様な基礎・隣接科目及び展開・先端科目は、「市民のために働く法律家」としての素養を修得する上で重要な役割を果たしている。

もっとも、点検・評価によって、本法科大学院の教育の質を維持し、より向上させるために、修了生の進路の把握とその分析、就職支援の充実、論述指導ガイドラインの周知徹底及び法学部・法学研究科との連携強化など取り組むべき幾つかの課題があることも同時に明らかとなった。

今後も、「龍谷版到達目標」に基づく教育、「法務研修」の必修化及び多彩な選択科目などの特色を強みとして生かしつつ、上記の課題を解決することにより、在学中はもちろん、修了後の支援をも含めた総合的な教育を組織的・系統的に展開していく決意である。

これらの取り組みを通じ、司法試験の合格状況を改善させ、「理念等」の実現に向けた成果向上を図っていきたい。